

参 考 資 料

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱

第1 目的

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

第2 実施主体

保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、この実施要綱及び岐阜県保育士修学資金貸付等事業費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 貸付対象

貸付対象者となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内の養成施設（通信制は除く。以下同じ。）に在学している者又は県外の養成施設に在学している者であって原則として岐阜県内に住民票を有する者。
- (2) 学業が優秀である者。
- (3) 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者。
- (4) 他都道府県が実施する修学資金又は他機関や他団体から保育士修学に関する同種の資金を原則として借受けていない者。
- (5) 養成施設を卒業後、保育士として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数以上引き続き保育士業務に従事しようとする意思を有する者。

ア 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）において保育士業務に従事しようとする者又は中高年離職者（養成施設の入学時において45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。以下同じ）。 3年

イ アに掲げる者以外の者。 5年

- 2 生活費加算を受ける場合は、前項の要件に加え、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 貸付申請時において生活保護世帯に存する者。
- (2) 申込者（申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。
 - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

第4 貸付期間及び貸付額

貸付期間は、原則として2年間を限度とする。ただし、修学期間が2年間を超える場合には、2年間に相当する金額の範囲内で正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

- 2 貸付金額は月額50,000円以内とする。ただし入学年度に入学準備金として200,000円以内を、卒業年度に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯として第3第2項第2号に定める者を含む）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額（貸付申請年度）のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。ただし、生活費加算のみを貸し付けることはできない。

- 3 生活保護受給世帯においては、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。

第5 貸付方法及び利子

修学資金は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

- 2 貸付金の交付は、入学準備金及び就職準備金を除き、分割方法によるものとする。
- 3 利子は、無利子とする。

第6 連帯保証人

申込者は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。ただし、申込者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

2 申込者が未成年者で、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は、子ども相談センター所長）の意見書等により、貸付を行うことで申込者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者としてすることができる。

- 3 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

会長は、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込がなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第8 返還の債務の当然免除

会長は、借受人が、次の各号の一に該当するに至った時は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第9 返還

借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、会長が定めた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は県内において第8第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において第8第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第10 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、借受人が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 県内において第8第1号に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第11 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 県内において2年以上引き続いて第8第1号に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

第12 延滞利子

会長は、借受人が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第13 県の財政措置

この事業の実施に必要な貸付原資は岐阜県の予算の範囲内の補助によるものとする。

第14 会計経理

県社協は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。

なお、県社協においては、この事業に関する特別会計を設けなければならないものとする。

- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いとして、県社協は、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を岐阜県に返還するものとする。

第15 その他

この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、岐阜県と県社協がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成28年11月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成29年度の貸付申請から適用し、すでに貸付決定した者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成28年12月19日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成29年度の貸付申請から適用し、すでに貸付決定した者については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は平成29年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年12月27日から施行する。

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に、保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の長の推薦状（第2号様式）を添えて、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 生活保護受給世帯の者又はこれに準ずる経済状況にある世帯の者は、養成施設への入学前に会長へ直接申請することができる。
- 3 生活保護受給世帯の者が申請する場合には、福祉事務所長の保育士修学資金貸付けに関する意見書（第3号様式）を、生活保護受給世帯に準ずる世帯の者が申請する場合には要綱第3第2項第2号に該当することの証明書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。

(貸付の審査及び決定)

第4条 会長は、申請者から提出された貸付申請について、別に定める保育士修学資金貸付審査会（以下、「審査会」という。）に諮り審査するものとする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、審査会の審査前であっても、貸付の内定を行うことができるものとする。ただし、貸付の内定を行った場合には、次回の審査会に報告し、その承認を受けなければならないものとする。
- 3 会長は、審査結果に基づく貸付の可否を保育士修学資金貸付決定通知書（第4号様式）等により申請者に通知するものとする。
- 4 修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、貸付決定を受けた日から15日以内に借用証書（第4号の2様式）を提出しなければならない。
- 5 会長は、第2項に基づく貸付の内定を行った場合には、貸付内定通知書（第4号の3様式）により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第5条 借受人は、前条第2項の規定による通知を受けた日から15日以内に、連帯保証人と連署した誓約書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、修学資金の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第6条 会長は、前条第1項の規定により誓約書（第5号様式）の提出があったときは、当該決定に係る修学資金を交付する。

- 2 修学資金の交付は、分割の方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。
- 3 申請者の希望する月額が千円単位とする。ただし、入学準備金及び就職準備金は万円単位とする。
- 4 生活保護受給世帯においては、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。また、生活費加算のみを借り受けることはできない。
- 5 生活費加算は、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合においても、貸付期間中の加算額の見直しはしない。

(貸付けの休止)

第7条 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第8条 要綱第9各号の理由により、返還が生じた場合、借受人は、修学資金返還明細書(第6号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 修学資金の返還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式等によるものとする。
- 3 返還額の上限は月賦の場合にあっては7万円、半年賦の場合にあっては40万円とする。
- 4 返還期間は原則として4年以内とする。

(免除の申請等)

第9条 要綱第8の返還債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還当然免除申請書(第7号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第11の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還裁量免除申請書(第8号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項及び前項に規定する免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定(第7号の2様式、第8号の2様式)し、その旨を申請者等に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第10条 要綱第10第1項の返還の当然猶予を受けようとする者は、修学資金返還当然猶予申請書(第9号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第10第2項の返還の裁量猶予を受けようとする者は、修学資金返還裁量猶予申請書(第10号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項及び前項に規定する猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定(第9号の2様式、第10号の2様式)し、その旨を申請者等に通知するものとする。

(届出義務)

第11条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- (1)借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
(第11号様式、第12号様式)
- (2)借受人が休学、復学、転学、又は退学したとき。(第13号様式)

(3)借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。(第14号様式)

(4)借受人が留年したとき。(第15号様式)

(5)修学資金の借受けを辞退するとき。(第16号様式)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。(第17号様式)

3 第1項及び前項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

4 借受人が、県内において保育士の業務に従事したとき、又は業務従事先を変更したときは、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。(第18号様式)

(勤務期間の計算)

第12条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は常勤の保育士の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第13条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成29年度の貸付申請から適用し、すでに貸付決定した者については、なお、従前の例による。

附則

この規程は、平成29年1月20日から施行する。

附則

この規程は令和元年12月27日から施行する。

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則

(貸付対象者及び貸与の申請手続)

- 第1条 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱(以下「要綱」という。)
- 第3第1項の貸付対象者は、原則として、新規入学者を優先するものとし、新規入学者以外の者については、家庭の経済状況等から修学資金の貸付が特に必要と認められる者に限るものとする。
- 2 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程(以下「規程」という。)第2条の規定により保育士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸付申請書(規程第1号様式)に、次に掲げる書面を添えて社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。
- (1) 学業成績証明書
 - (2) 世帯の所得等に関する各種証明書類(課税証明書等)
 - (3) 連帯保証人となるべき者の保証書(様式第1号)
 - (4) 在学し、又は在校している規程第2条に掲げる保育士を養成する学校その他の施設(以下「養成施設」という。)の長の推薦状(規程第2号様式)
- 3 前項の申請書の提出期限については、毎年会長が定める。

(連帯保証人)

- 第2条 連帯保証人を変更しようとするときは、保証書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。
- 2 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったときは、連帯保証人届出事項変更届(規程第12号様式)を会長に提出しなければならない。

(貸付の審査及び決定)

- 第3条 修学資金の貸付けをする者の選考は、第1条第2項の規定により提出された書類の審査により行い、別に定める保育士修学資金貸付審査会に諮り決定するものとする。

(貸付方法)

- 第4条 規程第6条第2項の修学資金の交付は、前期分4～9月分を4月に、後期分10～3月分を10月に分割して交付するものとする。ただし、貸付1年目は、前期分及び入学準備金(入学年度に限る。)について7月に交付するものとし、就職準備金は、卒業年度の後期分と併せ10月に交付するものとする。
- 2 修学資金の交付は、口座振替により行うこととし、修学資金の貸付の決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに修学資金振込口座申込・変更申請書(様式第2号)を養成施設を通じ会長に提出しなければならない。また、振込口座を変更したときも同様に修学資金振込口座申込・変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 3 養成施設の長は、貸付決定者在籍状況一覧表(様式第3号)を年2回、交付月の10日までに会長へ提出しなければならない。

(指定業務)

- 第5条 要綱第8第1号に規定する従事先施設等とは、平成28年2月3日雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育士修学資金貸付等制度の運営について」の7(1)②に定めるアからコの施設等とし、要綱第8第1号に規定する業務とは、従事先施設等において児童の保護等に従事する業務(以下「指定業務」という。)とする。

(期間の計算等)

第6条 要綱第8第1号に規定する期間を計算する場合においては、保育士として指定業務に従事し始めた日の属する月から、保育士として指定業務に従事しなくなった日の前日の属する月までを算入するものとする。ただし、保育士として指定業務に従事しなくなった月において再び保育士として指定業務に従事し始めたときは、その月を1月として算入するものとする。

2 要綱第8第1号に規定する「引き続き」及び「年」の解釈については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 月を単位として継続していること。
- (2) 1年あたりの必要最低従事日数は180日以上であること。

(返還債務の当然免除の申請手続)

第7条 要綱第8第1号の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還当然免除申請書（規程第7号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 保育士登録を受けた年月日を証明する書面（保育士証の写し等）
- (2) 保育士として指定業務に従事した施設等の名称及び所在地並びに保育士として指定業務に従事し始めた年月日及び当該施設等において保育士として指定業務に従事した期間を証明する書面（指定業務従事期間証明書（様式第4号））
- (3) 要綱第8第2号の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、指定業務上の理由により死亡し、又は指定業務に起因する心身の故障のため保育士として指定業務を継続することができなくなったものである旨及びその年月日を証明する書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

(返還明細書)

第8条 要綱第9に掲げる理由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（要綱第11の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、修学資金返還明細書（規程第6号様式）を会長に提出しなければならない。

(返還の方法)

第9条 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還するものとする。ただし、一括返還又は繰り上げ返還をすることを妨げない。

(返還債務の履行猶予の理由)

第10条 要綱第10第2項第2号のその他やむを得ない事由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学等（養成施設等を除く）に在学し、又は在校していること。
- (2) 産休又は育児休業等に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法律に基づき育児休業をしていること。
- (3) その他やむを得ない理由であらかじめ会長が承認したもの。

(返還猶予の申請手続)

第11条 規程第10条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、規程各項に規定する申請書に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第10第1項の規定による修学資金の返還の債務の履行の当然猶予を受けようとする場合にあっては、当該養成施設に在学し、又は在校している旨を証明する書面
- (2) 要綱第10第2項第1号の規定による修学資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようと

する場合にあっては、保育士として指定業務に従事している施設等の名称及び保育士として指定業務に従事している旨を証明する書面（指定業務従事届（規程第18号様式））

- (3) 要綱第10第2項第2号の規定による修学資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあつては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証明する書面（医師の診断書等）

（免除することができる返還債務の額）

第12条 要綱第11第3号の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、保育士として指定業務に従事した月数を修学資金の貸付けを受けた月数（この期間が2年に満たないときは、2年とし、かつ、規程第7条の規定により貸付けされなかった修学資金に係る期間を除く。）の2分の5（要綱第8第1号に規定する過疎地域において指定業務に従事している者及び中高年離職者である場合にあつては2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。

（返還債務の裁量免除の申請手続）

第13条 要綱第11第3号の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還裁量免除申請書（規程第8号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 保育士の登録を受けた年月日を証明する書面（保育士証の写し等）

(2) 保育士として指定業務に従事した施設等の名称及び所在地並びに当該施設等において保育士として指定業務に従事した期間を証明する書面（指定業務従事期間証明書（様式第4号））

2 要綱第11第1号及び第2号の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあつては、死亡その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難である旨を証明する書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

（提出届出）

第14条 借受人は、在学中に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。（保育士修学資金住所・氏名変更届（規程第11号様式））

(2) 休学、復学、転学、退学したとき。（保育士養成施設休学・復学・転学・退学届（規程第13号様式））

(3) 停学、又は退学の処分を受けたとき。（保育士養成施設停学・退学届（規程第14号様式））

(4) 留年したとき。（保育士養成施設留年届（規程第15号様式））

(5) 修学資金の借受を辞退するとき。（修学資金辞退届（規程第16号様式））

2 借受人は、卒業後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

(1) 保育士の登録を受けたとき。（保育士登録届（様式第5号））

(2) 指定業務に従事したとき、又は指定業務に従事しているとき。（指定業務従事届（規程第18号様式）を毎年4月15日までに会長に提出）

(3) 指定業務に従事することができないが、卒業後1年以内に指定業務に従事する意思があるとき。（指定業務従事延期届（様式第6号））

(4) 病気、負傷又は第10条各号に規定する理由により保育士として指定業務に従事することができないときは、当該理由がなくなった日から起算して1年以内に保育士として指定業務に従事し始めたとき、または、指定業務に従事後退職し、再度指定業務に従事し始めたとき。（指定業務従事届（規程第18号様式））

- (5) 指定業務従事施設を退職したとき。（指定業務従事施設退職届（様式第7号））
- (6) 要綱第8第1号の当然免除又は要綱第11第3号の裁量免除を受けようとするとき。（指定業務従事期間証明書（様式第4号））
- (7) 前項第1号に掲げる事項に該当するとき。（保育士修学資金住所・氏名変更届（規程第11号様式））
- 3 養成施設の長は、借受人が卒業する際、次の書面を会長に提出しなければならない。（貸付決定者卒業証明一覧表（様式第8号））
- 4 借受人の戸籍法（昭和22年法律第220号）による死亡の届出義務者は、借受人が死亡したときは、事実を証明する書面を添えて、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。（借受人死亡届（規程第17号様式））

（報告）

第15条 養成施設の長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

- (1) 休学又は停学の処分を行った場合
- (2) 留年の処分を行った場合
- (3) 退学の処分を行った場合
- (4) 借受人が復学した場合
- (5) 借受人が死亡した場合

（雑則）

第16条 この細則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この細則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第4条第1項の規定の適用については、平成28年度に限り4月から9月分までを10月に交付するものとする。

附則

- 1 この細則は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 改正後の細則は、平成29年度の貸付申請から適用し、すでに貸付決定した者については、なお、従前の例による。

附則

この細則は令和元年12月27日から施行する。